

和解条項（案）

1. 被告は、原告に対し、本件解決金として、500万円の支払義務があることを認める。
2. 被告は、原告に対し、前項の金員のうち400万円を、令和○年○月から令和○年○月まで毎月末日限り20万円ずつ（合計20回）分割して、○○銀行○○支店の「○○○○」名義の普通預金口座（口座番号○○○○○○○）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
3. 被告が前項の分割金の支払を怠り、その額が40万円に達したときは、被告は当然に同項の期限の利益を失う。
4. 被告が前項により期限の利益を失ったときは、被告は、原告に対し、第1項の金員から第2項による既払金を控除した残金及びこれに対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みに至るまで年3パーセントの割合による遅延損害金を支払う。
5. 被告が第3項により期限の利益を喪失することなく令和○年○月までに第2項の分割金の支払を完了したときは、原告は、被告に対し、第1項に定めるその余の債務を免除する。
6. 原告は、その余の請求を放棄する。
7. 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
8. 訴訟費用は、各自の負担とする。

黒須法律事務所

〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-13-7 三栄ビル 5階 A号室

TEL : 03-3226-0255 FAX : 03-3226-0256